

公 告

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、野々市小学校施設整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者の選定について、次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定により公告します。

平成19年12月21日

野々市町長 栗 貴 章

1 総合評価一般競争入札に付する事項

(1) 事業名称 野々市小学校施設整備事業

(2) 事業場所 石川県石川郡野々市町本町5丁目1番地の1 他
(野々市小学校敷地内)

石川県石川郡野々市町本町5丁目9番地の1 他
(野々市町文化会館フォルテ駐車場用地)

石川県石川郡野々市町本町5丁目295番地
(野々市小学校プール敷地)

(3) 事業期間 事業契約締結の日から平成38年3月31日まで

(4) 事業概要 入札参加者は、開札及び審査の結果落札者とされた場合には、仮契約締結の日までに特別目的会社を会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立し、PFI手法（BTO方式）により次の業務を行うものとする。

ア 設計業務

イ 建設業務

ウ 工事監理業務

エ 維持管理業務

(5) 予定価格 3,330,000,000円

(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札に参加する者の構成等

ア 入札に参加する者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。入札参加グループにより構成される場合には、入札参加グループの代表企業（以下、「代表企業」という。）を定めなければならない。

イ 入札参加企業、代表企業又は構成企業（入札参加グループのうち、代表企業以外の企業をいう。以下同じ。）が業務にあたらなない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業（以下「協力企業」という。）として明らかにしなければならない。

ウ 入札参加企業、代表企業及びすべての構成企業は、特別目的会社に出資するものとし、特別目的会社は原則として野々市町内に設置しなければならないものとする。また、入札参加企業又は代表企業は、すべての事業期間において出資者中最大の出資割合を有するものとする。

エ 入札参加者、代表企業及びすべての構成企業以外の者が特別目的会社の出資者となることができるものとするが、すべての事業期間中において、当該出資者による出資比率は出資額全体の50%未満とする。

オ 入札参加者は、そのすべての企業の担当業務（設計、建設、工事監理、維持管理、その他業務）を明らかにすること。

カ 入札参加者は、事業者から請け負った業務について、事前に本町の承諾が得られた場合には、当該業務を第三者に委託し、又は下請人を使用することができるものとする。

キ 入札参加者は、特別目的会社への出資を行う者の名称を入札時に明らかにすること。

ク 入札参加者は、本店、支店又は営業所の所在地が本町内にある企業を、入札参加企業、代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかとして、1社以上参加させること。

ケ 入札参加者は、建設業務を行う者の中に、主たる営業所の所在地が石川県内にあり、過去10年以内に、官公庁が発注した延べ床面積1,000㎡以上の学校施設又は類似施設の建築一式工事（新築、増築又は改築）を元請（共同企業体にあつては代表者に限る。）で施工した実績（竣工したものに限る。）がある企業を、少なくとも1社以上参加させること。

(2) 入札参加者の参加要件等

入札参加企業、代表企業、構成企業又は協力企業の参加要件については、以下に掲げるとおりとする。

- ア 入札参加時及び事業契約締結日までに施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 入札参加時及び事業契約締結日までに会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づき更生手続き開始の申立てをなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしていない者であること。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画取り消し決定を受けていない場合を除くものとする。
- ウ 入札参加時及び事業契約締結日までに会社法第511条の規定による特別清算開始の申立てをされていない者又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産の申立てをしていないものであること。
- エ 入札参加時及び事業契約締結日までに野々市町指名競争入札参加資格者の指名停止に関する要綱（平成17年野々市町告示第113号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- オ 法人税、事業税、消費税及び地方税を滞納していない者であること。
- カ 野々市小学校施設整備事業事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）の委員が属する企業又は企業と資本面もしくは人事面において関連のある者でないこと。
- キ 本事業において入札参加企業又は代表企業、構成企業若しくは協力企業のいずれの企業についても、他の入札参加企業又は代表企業若しくは構成企業として参加していないこと。ただし、協力企業については、他の入札参加者の協力企業となることができるものとする。
- ク 本町が本事業を実施するにあたり、アドバイザー業務を委託する下記に掲げる者と資本面又は人事面において関連のある者でないこと。
 - ・ 株式会社建設技術研究所
 - ・ シリウス総合法律事務所
 - ・ 株式会社学校文化施設研究所

（3）各業務を実施する企業の参加資格要件

入札参加企業、代表企業、構成企業及び協力企業のうち、設計、建設、工事管理、維持管理の各業務に主としてあたる者（落札者が設立する特別目的会社からこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ以下に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の要件を満たす者は、当該

複数業務を実施することができるものとする。ただし、工事監理業務を行う者と同一の者又は相互に資本面又は人事面において関連のある者が建設業務を実施することはできないものとする。

ア 設計業務を行う者

野々市町指名競争入札参加者等選定要綱（平成17年野々市町告示第108号。以下「選定要綱」という。）第5条に規定する建設コンサルタント業務等の入札参加資格を有する者であること。

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

入札書類の受付日までの期間に延べ床面積5,000㎡以上で、完工した学校施設の実設計業務の実績を有する者であること。

イ 建設業務を行う者

選定要綱第4条に規定する工事の入札参加資格を有する者であること。

建設業法第3条第1項の規定により、建築一式工事、土木一式工事、電気及び管工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。ただし、複数の企業で施工する場合には、施工する企業がそれぞれ担当する業種の許可を受けていればよいものとする。

入札書類の受付日までの期間に延べ床面積5,000㎡以上の学校施設又は類似施設の建築一式工事について、完工した実績を有する者であること。なお、当該実績は、元請負人として受注し、かつ、1の契約によりなされたものとし、共同企業体の構成員としての実績の場合には、当該共同企業体の経営形態は、共同施工方式によるもので、当該共同企業体の構成員としての出資比率が50%以上である者に限るものとする。ただし、複数の企業で施工する場合には、建築一式工事を施工する企業のうち、主たる企業が当該実績を有する者であることとする。

ウ 工事監理業務を行う者

選定要綱第5条に規定する建設コンサルタント業務等の入札資格を有する者であること。

建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

入札書類の受付日までの期間に延べ床面積5,000㎡以上で、完工した学校施設又は類似施設の工事管理業務の実績を有する者であること。

エ 維持管理業務を行う者

選定要綱第6条に規定する業務委託の入札参加資格を有する者であること。

学校施設又は類似施設の維持管理業務を遂行する能力があると客観的に認められる実績を有する者であること。

3 入札に関する手続

(1) 入札公告及び入札説明書等の公表

平成19年12月21日(金)に本事業の調達に係る入札公告を行い、併せて入札説明書等を本町公式ホームページ上において公表する。

(2) 入札説明書等に関する第1回質問及び回答

入札説明書等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年12月21日(金)から平成20年1月18日(金) 午後5時まで

イ 受付方法 入札説明書に基づき、電子メールにより提出すること。

ウ 回答 質問者の利益を害するおそれのあるものを除き、平成20年1月下旬に本町ホームページにおいて公表する。

(3) 入札説明書等に関する第2回質問及び回答

入札説明書等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

ア 受付期間 第1回質問への回答の日から平成20年2月8日(金) 午後5時まで

イ 受付方法 入札説明書に基づき、電子メールにより提出すること。

ウ 回答 質問者の利益を害するおそれのあるものを除き、平成20年2月下旬に本町ホームページにおいて公表する。

(4) 入札参加資格審査書類及び入札書類の受付期間、場所及び方法

ア 受付期間 平成20年5月2日(金)から平成20年5月9日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(最終日は午後2時まで)とする。なお、野々市町の休日を定める条例(平成2年野々市町条例第23号)に規定する休日は除くものとする。

イ 提出場所 野々市町教育文化部 学校教育課

ウ 提出方法 持参すること。

エ 提出書類 入札説明書を参照すること。

(5) 入札の手順

ア 提出された入札参加資格審査書類及び入札書類がすべて揃っていることを確認し、揃っていない場合には失格とする。

イ 入札参加資格審査書類及び入札書類がすべて揃っている入札参加者の入札参加資格が本町の要求を満たしていることを確認し、満たして

いないと評価された場合には失格とする。

ウ 入札参加資格を満たしていると評価された入札参加者の入札書類について落札者決定基準に従い審査を行う。

エ 審査された入札参加者の入札書を開札する。開札は、入札参加者の立会いのうえ、以下の日時及び場所において行うものとする。

開札日時 平成20年6月18日(水) 午前10時

開札場所 野々市町役場3階 302会議室

オ 入札書に記載する入札金額は、消費税及び地方消費税相当額抜きの金額を記載すること。入札金額が本町の設定した予定価格を越えている場合は失格とし、その場で当該入札参加者に通知する。なお、すべての入札参加者の入札金額が予定価格を越えている場合でも、再度入札は行わないこととする。

カ 入札説明書等で示す要件をすべて満たしている提案を行った入札参加者の中から、施行令第167条の10の2第1項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定する。

キ 本町は、落札者決定基準に基づき、事業者選定委員会による提案内容の審査と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する。

ク 落札者となった入札参加企業又は代表企業に対して、平成20年6月下旬までに決定通知を行う。

ケ 事業者の募集、提案の評価及び選定において、最終的に入札参加者がいない、又はいずれの入札参加者の提案においても本町の財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当ではないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表するものとする。

(6) ヒアリング等の実施

入札参加者に対し、事業提案書の内容に関するヒアリング等を実施する場合がある。

4 入札参加に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

入札参加に際して必要となる入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

- (3) 入札保証金
免除する。
- (4) 契約手続きにおいて使用する言語、通貨単位及び時刻
入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (5) 著作権
提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認められるときには、本町は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本町による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。
- (6) 特許権等
提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法及び維持管理方法等を使用した結果生じた責任については、原則として入札参加者が負うものとする。
- (7) 提案書の取扱い
入札参加者から提出された書類については変更できないものとする。
また、提出された提案書類のうち、契約締結に至らなかった入札参加者の提案については、事業者選定後、入札参加者に返却する。
- (8) 本町からの提示資料の取扱い
本町が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

5 入札の無効に関する事項

以下に掲げるいずれかに該当する入札書類については、無効とする。

- (1) 入札参加者の備えるべき参加資格のない者の提出した入札書類
- (2) 事業名及び入札金額のない入札書類
- (3) 代表企業名、構成企業名、協力企業名及び押印のない又は不明瞭な入札書類
- (4) 事業名に誤りのある入札書類
- (5) 入札金額の記載が不明瞭な入札書類
- (6) 入札金額を訂正した入札書類
- (7) 一つの入札に対して同一の者がした二以上の入札書類
- (8) 入札書類の受付期間締切までに本町に到達しなかった入札書類
- (9) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと

認められる者の提出した入札書類

- (10) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書類
- (11) 予定価格を上回る価格を提示した入札書類
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札書類

6 落札者の決定

入札書類審査の結果に基づき、事業者選定委員会により選定された優秀提案を踏まえ、本町が落札者を決定する。なお、総合評価点が同点の場合など優秀提案が複数ある場合には、性能評価点が最も高い者を落札者とする。

7 落札者決定通知及び審査結果の公表

落札者の決定後、速やかに入札参加企業又は入札参加者の代表企業に対して通知するとともに、審査結果を公表する。

8 契約手続き

(1) 契約の条件

落札者と本町は、契約の締結に関する基本協定締結に際し、基本協定書の内容について提案書提出時に未定であったもの以外は変更しないものとし、速やかに合意するとともに、特別目的会社設立後、速やかに仮契約を締結するものとする。なお、本事業の契約締結については、法第9条の規定により野々市町議会の議決を要するため、当該仮契約は、野々市町議会において本事業の契約締結に係る議案が議決されたときに本契約となる。ただし、本町は、当該議案が野々市町議会において議決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わないものとする。

(2) 契約の解除

落札者決定後、本事業の契約に係る議案の議決があるまでの間に、当該落札者が2の各号に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときには、当該仮契約を締結しない場合があり、又は仮契約を締結している場合には、これを解除することがある。この場合、他の入札参加者と随意契約又は再入札を行うことがある。

9 その他

その他詳細については、入札説明書による。